

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 |
|---|---|----------------------------|---|
| 表 題 | | | |
| 〇〇市男女共同参画基本計画 | 富谷市男女共同参画基本計画 | | |
| 第 1 章 1 計画策定の趣旨 | | | |
| <p>平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると規定しています。この法律の規定に基づき、国では、平成28年3月に第4次男女共同参画基本計画を策定しました。また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成29年3月に宮城県男女共同参画基本計画（第3次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。</p> <p>男女共同参画の取組は少しずつ広まってきていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が市内全域に浸透しているとは言えない状況です。</p> <p>このため、市民だれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる社会を目指す男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、本計画を策定します。</p> | <p>平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると規定しています。この法律の規定に基づき、国では、平成28年3月に第4次男女共同参画基本計画を策定しました。また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成29年3月に宮城県男女共同参画基本計画（第3次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。</p> <p><u>本市においては、平成16年4月に策定した「富谷町男女共同参画基本計画（とみや男女共同参画推進プラン）」や、平成17年4月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。</u></p> <p><u>また、平成29年2月に策定した「富谷市総合計画」において、多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくりを施策目標に掲げ、男女共同参画社会の形成による生き活きとした社会の実現に向けて、積極的に取り組んできました。</u></p> <p><u>このことにより、</u>男女共同参画の取組は少しずつ広まってきていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が市内全域に浸透しているとは言えない状況です。</p> <p>このため、市民だれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる社会を目指す男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を<u>さらに促進するため</u>、本計画を策定します。</p> | <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> | <p>①本市の状況及び総合計画の取組を追加。</p> <p>②「このことにより、」を追加。</p> <p>③継続的な取組のため、「促進すべく」を「さらに促進するため」に整理。</p> |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 |
|---|---|---------|--|
| 第 1 章 2 計画の位置付け | | | |
| <p>本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。</p> <p>併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。</p> <p>さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。</p> <p>本計画は「第●次●●市合計画」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本市の男女共同参画を積極的に進めるものとします。</p> | <p>本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。</p> <p>併せて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。</p> <p>本計画は「富谷市総合計画」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本市の男女共同参画を積極的に進めるものとします。</p> | ④ | <p>④ DV 防止法に基づく計画として位置付けしないため、該当部分を削除し、「さらに」を「併せて」に整理。</p> |
| 第 1 章 3 計画の期間 | | | |
| <p>計画の期間は、平成●●年度から平成●●年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。</p> | <p>計画の期間は、「富谷市総合計画」との整合性を図るため、2019 年度から 2025 年度までの 7 年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。</p> | ⑤ | <p>⑤ 計画期間の理由追加。また、改元されることに伴い、和暦を西暦に整理。</p> |
| 第 1 章 4 計画の推進 | | | |
| <p>社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市民、市民グループ、事業者及び N P O 等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における住民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。</p> | <p>社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市民、市民グループ、事業者及び N P O 等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における住民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。</p> | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 |
|---|--|--|---|
| 第1章 5 計画の体系 | | | |
| <p>基本目標</p> <p>施策の方向</p> <p>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(1) 意思決定過程への女性の参画促進</p> <p>(2) 防災及び復興計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進</p> <p>2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>(1) 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施</p> <p>(2) 地域活動への参画促進のための情報提供</p> <p>3 家庭生活における男女共同参画の実現</p> <p>(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発</p> <p>(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実</p> <p>(3) 女性に対する暴力の根絶</p> <p>4 学校教育における男女共同参画の促進</p> <p>(1) 男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>(2) キャリア形成を支援する情報提供</p> <p>5 職場における女性の活躍推進</p> <p>(1) 職場における女性の参画の促進</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> | <p>基本目標</p> <p>施策の方向</p> <p>1 <u>社会全体における男女共同参画の実現</u></p> <p>(1) 意思決定過程への女性の参画促進</p> <p>(2) <u>防災計画の策定など</u>、意思決定の場における女性の参画の推進</p> <p>(3) 男女共同参画に関する<u>普及啓発事業の充実</u></p> <p>2 家庭生活における男女共同参画の実現</p> <p>(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発</p> <p>(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実</p> <p>(3) 女性に対する暴力の根絶</p> <p>3 学校教育における男女共同参画の<u>実現</u></p> <p>(1) 男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>(2) <u>キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発</u></p> <p>(3) <u>E S D (持続可能な開発のための教育) の推進</u></p> <p>4 職場における<u>女性活躍の実現</u></p> <p>(1) 職場における女性の参画の促進</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>5 <u>地域における男女共同参画の実現</u></p> <p>(1) <u>地域活動における男女共同参画の促進</u></p> | <p>・基本目標は必ずしも並列ではなく、それぞれ位置付けする必要があります。(関谷委員)</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p> <p>⑪</p> | <p>⑥本市条例及び県の計画を踏まえ、計画の体系を「社会全体」、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」に整理し、それぞれを「～の実現」に整理。</p> <p>⑦本市の取組を踏まえ、「防災及び復興計画の策定など」を「防災計画の策定など」に整理。</p> <p>⑧本市の取組を踏まえ、「普及啓発事業の実施」を「普及啓発事業の充実」に整理。⇒本計画の策定を機に、普及啓発のさらなる充実強化を図っていく。</p> <p>⑨本市の取組を踏まえ、「キャリア形成を支援する情報提供」を「キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発」に整理。⇒本市においては、情報提供のほか、体験学習も実施。</p> <p>⑩本市の取組を踏まえ、「E S Dの推進」を追加。⇒本市においては、市立幼稚園、小・中学校がユネスコスクールに登録し、ユネスコの理念に基づく、E S D及び平和、異文化理解教育を推進している。</p> <p>※E S D(Education for Sustainable Development)：環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分のできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な開発のための教育。</p> |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 |
|--|---|---|--|--|
| | | | | ⑪本市の取組を踏まえ、「地域活動への参加促進のための情報提供」を「地域活動における男女共同参画の促進」に整理。⇒本市においては、情報提供のみならず、事業や仕組みづくりなど広く環境整備に取り組んでいる。 |
| 第2章 男女共同参画の推進に関する施策 | 第3章 男女共同参画の推進に関する施策 | ⑫ | | ⑫第2章に「富谷市の現状」を追加する。 |
| 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 基本目標1 <u>社会全体における男女共同参画の実現</u> | | | |
| <p>本市における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員比率は、平成●●年●月現在で●●%であり、男女が対等に参画している状況とは言えません。政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものです。</p> <p>基本目標2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を実施していく必要があります。</p> <p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、本市に甚大な人的、物的被害をもたらしました。この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いの配慮等にも課題が残りました。このため、今後の防災施策においても、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。</p> | <p><u>政策・方針決定過程への女性参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものですが、全国的には未だ低水準にとどまっています。このことから、国においては、2020年までに市町村における地方自治法に基づく審議会等の女性委員比率を30%以上、県においては30%にすることを目標としています。本市においては、かねてより30%以上の高い水準で推移し、平成30年4月現在では43.3%と、ほぼ男女が対等に参画している状況にあります。</u></p> <p><u>しかしながら、現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、女性の活動分野を狭め、男性の家庭や地域活動への参画を阻む要因となっているなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。</u></p> <p><u>このことから、固定的性別役割意識の解消に努め、誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる環境の整備とともに、全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を継続して実施していく必要があります。</u></p> <p><u>また、東日本大震災をはじめ、国内の大規模災害の経験や教訓を踏まえ、今後の防災施策においても、引き続き男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。</u></p> | <p>⑬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標は必ずしも並列ではなく、それぞれ位置付けする必要があります。(関谷委員) ・ジェンダーフリーという考え方や偏見、固定観念の解消。(遠藤委員) ・LGBT(性的マイノリティ)への配慮。(槇石会長、高橋(千)委員、高橋(健)委員) ・男性が選択の幅を広げ、もっと関われる環境づくり(槇石会長、関谷委員、高橋(千)委員) <p>⑭</p> | <p>⑬本市の実情を踏まえ、「本市における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員比率は、平成●●年●月現在で●●%であり、男女が対等に参画している状況とは言えません。」を「政策・方針決定過程への女性参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものですが、全国的には未だ低水準にとどまっています。このことから、国においては、2020年までに市町村における地方自治法に基づく審議会等の女性委員比率を30%以上、県においては30%にすることを目標としています。本市においては、かねてより30%以上の高い水準で推移し、平成30年4月現在で43.3%と、ほぼ男女が対等に参画している状況にあります。」に整理し、「現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因にな</p> | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 |
|--|--|-------------------|---|---|
| | | | | <p>っています。全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を実施していく必要があります。」を「しかしながら、現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割分担意識は、女性の活動分野を狭め、男性の家庭や地域活動への参画を阻む要因となっているなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。このことから、固定的性別役割分担意識の解消に努め、誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる環境の整備とともに、全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を継続して実施していく必要があります。」に整理。</p> <p>⑭本市の実情を踏まえ、東日本大震災における被害の程度、課題等について整理。⇒本市においては、甚大な被害に至らなかったため。</p> |
| 〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕 | | | | |
| <p>(1) 意思決定過程への女性の参画促進</p> <p>本市における今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が不可欠です。本計画期間内に、市の審議会等の女性委員比率を30%まで引き上げ、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していきます。</p> <p>また、市の職員については、平成●●年●●月に策定した「●●市特事業者行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めていきます。</p> | <p>(1) 意思決定過程への女性の参画促進</p> <p><u>本市における政策・方針決定過程への女性の参画は、着実に進んでいます。引き続き、各分野における女性の参画を推進します。</u></p> <p>また、市の職員については、平成29年8月に策定した「富谷市特事業者行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して、<u>引き続き</u>女性職員の登用に努めていきます。</p> | <p>⑮</p> <p>⑯</p> | <p>⑮本市の実情を踏まえ、「本計画期間内に、市の審議会等の女性委員比率を30%まで引き上げ、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していきます。」を「本市における政策・方針決定過程への女性の参画は、着実に進んでいます。引き続き、各分野における女性の参画を推進します。」に整理。</p> | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 |
|--|---|--------|---------|--|
| <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>1 審議会等委員の女性登用の推進</p> <p>2 市役所や学校教育での管理職等への女性登用の推進</p> | <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>1 審議会等委員の女性登用の推進</p> <p>2 市役所 _____ での管理職等への女性登用の推進</p> | ⑰ | | <p>⑯本市の取組を踏まえ、「引き続き」を追加。</p> <p>⑰「市役所や学校教育での管理職等への女性登用の推進」を「市役所での管理職等への女性登用の推進」に整理。⇒市立学校における教職員は県費職員であるため。</p> |
| <p>(2) 防災及び復興計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進</p> <p>防災分野への女性の参画促進の重要性を認識するとともに、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、市の防災会議への女性の登用率向上を図ります。</p> <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>3 防災会議への女性登用の促進</p> | <p>(2) <u>防災計画の策定など</u>、意思決定の場における女性の参画の推進</p> <p>防災分野への女性の参画促進の重要性を認識するとともに、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、市の防災会議への女性の登用率向上を図ります。</p> <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>3 防災会議への女性登用の促進</p> | | | |
| <p>基本目標2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>(1) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実</p> <p>あらゆる世代の人々が、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、毎年度セミナーなどの普及啓発活動を実施します。</p> <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施</p> | <p>(3) 男女共同参画に関する<u>普及啓発事業の充実</u></p> <p>あらゆる世代の人々が、<u>子育て、介護、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認など</u>、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、<u>宮城県等関係機関と連携し、セミナーの開催や市の広報紙、ホームページ、SNS などによる普及啓発活動を実施</u>します。</p> <p style="text-align: center;">施 策 の 項 目</p> <p>4 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施</p> | ⑱ ⑲ | | <p>⑱「それぞれの身近で切実な問題」の前に「子育て、介護、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認など」を追加。⇒具体的な表現に整理。</p> <p>⑲本市の取組を踏まえ、「毎年度セミナーなど」を「宮城県等関係機関と連携し、セミナーの開催や市の広報紙、ホームページ、SNS などによる」に整理。</p> |
| <p>基本目標2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を実施していく必要があります。</p> <p>また、年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備が求められています。</p> | | | | <p>基本目標1及び基本目標5に記載。</p> |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 | | | | |
|---|---|------------------------------|--|-----------|------------------------------|--|--|
| 〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕 | | | | | | | |
| <p>(1) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実 あらゆる世代の人々が、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、毎年度セミナーなどの普及啓発活動を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="112 392 883 490"> <tr> <td>施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施 | | | 基本目標 1 (3) に記載。 | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | |
| 4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施 | | | | | | | |
| <p>(2) 地域活動における男女共同参画の促進 自治会や町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="112 707 883 805"> <tr> <td>施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>5 地域活動への参画促進のための情報提供</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 5 地域活動への参画促進のための情報提供 | | | 基本目標 5 (1) に記載。 | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | |
| 5 地域活動への参画促進のための情報提供 | | | | | | | |
| 基本目標 3 家庭生活における男女共同参画の実現 | 基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現 | | | | | | |
| <p>男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。</p> <p>また、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・児童虐待などは、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。</p> | <p>男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。</p> <p>また、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・児童虐待などは、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。</p> | | | | | | |
| 〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕 | | | | | | | |
| <p>(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 男女を問わず、あらゆる年代の市民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていきことができるよう、意識の啓発を行います。</p> <table border="1" data-bbox="112 1620 883 1719"> <tr> <td>施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>6 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 6 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供 | <p>(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 男女を問わず、あらゆる年代の市民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていきことができるよう、意識の啓発を行います。</p> <table border="1" data-bbox="930 1620 1701 1719"> <tr> <td>施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>5 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 5 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供 | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | |
| 6 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供 | | | | | | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | |
| 5 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供 | | | | | | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 | | | | | |
|---|--|-----------------------|--|-------|-----------------------|--------------------------------|--|--|---|
| <p>(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させ、併せて、市全体の機運醸成に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="112 343 886 440"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>7 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供</td> </tr> </table> | 施策の項目 | 7 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供 | <p>(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 育児負担や介護負担を抱えている方に必要な支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させ、併せて、市全体の機運醸成に努めます。</p> <p><u>また、結婚と育児は女性の離職の大きな要因となっています。特に子育て世代が多い本市においては、待機児童の解消が求められています。本市では、民間事業所等との連携協力により、平成 30 年 4 月に待機児童ゼロを実現しており、今後も引き続き、待機児童ゼロの維持に努めます。</u></p> <table border="1" data-bbox="927 581 1698 678"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>6 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供</td> </tr> </table> | 施策の項目 | 6 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供 | <p>⑳</p> <p>㉑</p> | <p>・女性が参画できない阻害要因を取り除く環境づくり。(清原委員)</p> | <p>㉑本市の取組を踏まえ、「手厚い」を「必要な」に整理。</p> <p>㉑全国的な傾向及び本市の実情と取組を踏まえ、「また、結婚と育児は女性の離職の大きな要因となっています。特に子育て世代が多い本市においては、待機児童の解消が求められています。本市では、民間事業所等との連携協力により、平成 30 年 4 月に待機児童ゼロを実現しており、今後も引き続き、待機児童ゼロの維持に努めます。」を追加。</p> | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 7 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供 | | | | | | | | | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 6 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供 | | | | | | | | | |
| <p>(3) 女性に対する暴力の根絶 DV や性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を容認しないという社会的認識を醸成し、また、警察など関係機関と連携して、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="112 1064 886 1161"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発</td> </tr> </table> | 施策の項目 | 8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 | <p>(3) 女性に対する暴力の根絶 DV や性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を容認しないという社会的認識を醸成し、また、警察など関係機関と連携して、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="927 1064 1698 1213"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>7 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発</td> </tr> <tr> <td>8 <u>関係機関との連携・協力による相談体制の充実</u></td> </tr> </table> | 施策の項目 | 7 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 | 8 <u>関係機関との連携・協力による相談体制の充実</u> | <p>㉒</p> | <p>・DV 防止法に基づく基本計画として位置付けない場合でも、DV に関する内容は入れていかなければならない。(高橋(千)委員)</p> | <p>㉒本市の取組を踏まえ、「関係機関との連携・協力による相談体制の充実」を追加。</p> |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 | | | | | | | | | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 7 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 | | | | | | | | | |
| 8 <u>関係機関との連携・協力による相談体制の充実</u> | | | | | | | | | |
| <p>基本目標 4 学校教育における男女共同参画の促進</p> | <p>基本目標 <u>3</u> 学校教育における男女共同参画の<u>実現</u></p> | | | | | | | | |
| <p>人間の意識及び価値観の形成の役割を果たす学校教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。</p> | <p>人間の意識及び価値観の形成の役割を果たす学校教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。</p> | | | | | | | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 | | | | |
|--|--|-----------------------|---|-----------|----------------------------------|---|--|--|
| 〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕 | | | | | | | | |
| <p>(1) 男女共同参画に関する理解の促進 学校における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発等の取組を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="112 392 883 490"> <tr> <td style="text-align: center;">施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進 | <p>(1) 男女共同参画に関する理解の促進 学校における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発等の取組を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="927 392 1698 490"> <tr> <td style="text-align: center;">施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・L G B T に悩んでいる子ども（小中高生）がいるため、学校現場での理解促進が必要。（槇石会長） ・L G B T への配慮，人権・異文化理解などは教育現場に強く盛り込んでいくべき。（高橋（健）委員） | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | | |
| 9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進 | | | | | | | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | | |
| 9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進 | | | | | | | | |
| <p>(2) キャリア形成を支援する情報提供 児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でその能力及び個性を発揮するため、男女共同参画に関する情報を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="112 797 883 896"> <tr> <td style="text-align: center;">施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>10 キャリア教育の推進</td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 10 キャリア教育の推進 | <p>(2) <u>キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発</u> 児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、<u>幅広い分野でそれぞれの能力及び個性を発揮できるよう、家庭・地域・企業等との連携による系統的なキャリア形成支援に努めます。</u></p> <table border="1" data-bbox="927 846 1698 944"> <tr> <td style="text-align: center;">施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>10 <u>キャリア教育の実施</u></td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 10 <u>キャリア教育の実施</u> | <p>・小中学校でのキャリア教育プログラムの実施。（遠藤委員）</p> <p>②③</p> <p>②④</p> | <p>②③ 本市の取組を踏まえ、「幅広い分野でその能力及び個性を発揮するため、男女共同参画に関する情報を提供します。」を「幅広い分野でそれぞれの能力及び個性を発揮できるよう、家庭・地域・企業等との連携による系統的なキャリア形成支援に努めます。」に整理。</p> <p>②④ 本市の取組を踏まえ、「キャリア教育の推進」を「キャリア教育の実施」に整理。</p> | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | | |
| 10 キャリア教育の推進 | | | | | | | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | | |
| 10 <u>キャリア教育の実施</u> | | | | | | | | |
| | <p>(3) <u>ESD（持続可能な開発のための教育）の推進</u> <u>市立幼稚園，学校において，ユネスコの理念に基づく人類の尊厳，国際理解を深める教育を実施し，持続可能な社会を創造する力を育成します。</u></p> <table border="1" data-bbox="927 1344 1698 1443"> <tr> <td style="text-align: center;">施 策 の 項 目</td> </tr> <tr> <td>11 <u>ESDの推進</u></td> </tr> </table> | 施 策 の 項 目 | 11 <u>ESDの推進</u> | <p>②⑤</p> | <p>②⑤ 本市の取組を踏まえ、「ESDの推進」を追加。</p> | | | |
| 施 策 の 項 目 | | | | | | | | |
| 11 <u>ESDの推進</u> | | | | | | | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 | | | | | | |
|---|---|------------------------------------|--|---|------------------------------------|------------------------------|---|---|---|
| <p>基本目標 5 職場における女性の活躍推進</p> <p>人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、女性の労働力がますます求められています。女性の職業生活における活躍を進めるためには、職場全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、また、多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。</p> | <p>基本目標 4 職場における<u>女性活躍の実現</u></p> <p>人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、女性の労働力がますます求められています。女性の職業生活における活躍を進めるためには、職場全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、また、多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。</p> <p><u>本市では、平成 29 年 8 月に「特定事業主行動計画」を策定するとともに、平成 30 年 5 月に「イクボス宣言」を行うなど、仕事と家庭を両立できる職場の環境整備に努めています。</u></p> | <p>②⑥</p> | <p>②⑥本市の取組を踏まえ、「本市では平成 29 年 8 月に「特定事業主行動計画」を策定するとともに、平成 30 年 5 月に「イクボス宣言」を行うなど、仕事と家庭を両立できる職場の環境整備に努めています。」を追加。</p> | | | | | | |
| 〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕 | | | | | | | | | |
| <p>(1) 職場における女性の参画の促進</p> <p>男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し、女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう、事業者に対して働きかけます。</p> <table border="1" data-bbox="112 832 883 977"> <thead> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の項目 | 1 1 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発 | <p>(1) 職場における女性の参画の促進</p> <p>男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し、女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう、事業者に対して働きかけます。</p> <table border="1" data-bbox="930 832 1701 1025"> <thead> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発</td> </tr> <tr> <td><u>1 3 企業等との連携による女性の雇用促進</u></td> </tr> </tbody> </table> | 施策の項目 | 1 2 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発 | <u>1 3 企業等との連携による女性の雇用促進</u> | <p>②⑦</p> | <p>②⑦本市の取組を踏まえ、「企業等との連携による女性の雇用促進」を追加。</p> | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 1 1 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発 | | | | | | | | | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 1 2 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発 | | | | | | | | | |
| <u>1 3 企業等との連携による女性の雇用促進</u> | | | | | | | | | |
| <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>男性が育児や介護など各分野へ参画できるよう働き方を改革し、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="112 1282 883 1476"> <thead> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 仕事と家庭の両立に関する意識啓発</td> </tr> <tr> <td>1 3 育児・介護休業制度の普及拡充及び制度を利用しやすい環境づくりの促進</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の項目 | 1 2 仕事と家庭の両立に関する意識啓発 | 1 3 育児・介護休業制度の普及拡充及び制度を利用しやすい環境づくりの促進 | <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>男性が育児や介護など各分野へ参画できるよう働き方を改革し、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="930 1282 1701 1476"> <thead> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 4 仕事と家庭の両立に関する意識啓発</td> </tr> <tr> <td>1 5 <u>育児・介護休業制度の普及啓発</u>及び制度を利用しやすい環境づくりの促進</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の項目 | 1 4 仕事と家庭の両立に関する意識啓発 | 1 5 <u>育児・介護休業制度の普及啓発</u> 及び制度を利用しやすい環境づくりの促進 | <p>②⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスをポイントとして置き、女活法との関係性を明確化。（槇石会長） ・男性の選択の幅を広げ、もっと関われる環境づくり。（槇石会長、関谷委員、高橋（千）委員） ・女性が参画できない阻害要因を取り除く環境づくり。（清原委員） ・男女共に多様な働き方を選ぶことができるようワークライフバランスを推進。（小原委員） ・市の特色である「イクボス宣言」を明記。（高橋（千）委員） | <p>②⑧「育児・介護休業制度の普及拡充」を「育児・介護休業制度の普及啓発」に整理。⇒制度拡充は市単独で取り組むことは困難なため。</p> |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 1 2 仕事と家庭の両立に関する意識啓発 | | | | | | | | | |
| 1 3 育児・介護休業制度の普及拡充及び制度を利用しやすい環境づくりの促進 | | | | | | | | | |
| 施策の項目 | | | | | | | | | |
| 1 4 仕事と家庭の両立に関する意識啓発 | | | | | | | | | |
| 1 5 <u>育児・介護休業制度の普及啓発</u> 及び制度を利用しやすい環境づくりの促進 | | | | | | | | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | 委員からの意見 | 備考 | | | | |
|--|--|----------------------|---|-------|------------------------|-------------------------|--|
| <p>基本目標 2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>また、年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備が求められています。</p> | <p>基本目標 5 地域における男女共同参画の実現</p> <p>年代・性別、障がいの有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備が求められています。</p> | <p>②9</p> | <p>②9「担っていくような」を「担っていけるような」に整理。</p> | | | | |
| | <p>〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕</p> | | | | | | |
| <p>基本目標 2 男女共同参画社会に向けた意識改革</p> <p>(2) 地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>自治会や町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="112 745 883 846"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>5 地域活動への参画促進のための情報提供</td> </tr> </table> | 施策の項目 | 5 地域活動への参画促進のための情報提供 | <p>(1) 地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られません。町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供を行い、関係団体等と連携を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="930 745 1701 846"> <tr> <th>施策の項目</th> </tr> <tr> <td>1 6 地域活動への参画促進のための情報提供</td> </tr> </table> | 施策の項目 | 1 6 地域活動への参画促進のための情報提供 | <p>③0 ③1 ③2</p> | <p>③0全国的な傾向及び本市の実情を踏まえ、「地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られます。」を追加。</p> <p>③1本市の実情を踏まえ、「自治会及び町内会」を「町内会」に整理。</p> <p>③2本市の取組を踏まえ、「関係団体等と連携を図ります。」を追加。</p> |
| 施策の項目 | | | | | | | |
| 5 地域活動への参画促進のための情報提供 | | | | | | | |
| 施策の項目 | | | | | | | |
| 1 6 地域活動への参画促進のための情報提供 | | | | | | | |
| <p>第3章 推進体制</p> | <p>第4章 推進体制</p> | | | | | | |
| <p>男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、市の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、宮城県と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。</p> <p>1 庁内推進体制の整備</p> <p>本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である●●課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。</p> <p>2 住民参画の促進</p> <p>市民及び市民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。</p> | <p>男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、市の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、宮城県と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。</p> <p>1 庁内推進体制の整備</p> <p>本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である市民協働課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。</p> <p>2 住民参画の促進</p> <p>市民及び市民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。</p> | | | | | | |

市町村男女共同参画基本計画モデル計画・富谷市素案 対照表

| 市町村男女共同参画基本計画モデル計画 | 富谷市素案 | | 委員からの意見 | 備考 |
|--|---|---------------------|---------|--|
| <p>3 関係団体や事業者との連携 経済団体や福祉団体，民間非営利活動団体（NPO）等各種団体や事業者と連携し，相互に協力し合える体制づくりを進めます。</p> <p>4 計画の進行管理 計画の実効性を確保するため，男女共同参画担当部署である●●課が中心となって計画の進捗状況を把握し，定期的に計画の進行管理を行います。</p> | <p>3 関係団体や事業者との連携 経済団体や福祉団体，<u>NPO</u>等各種団体や事業者と連携し，相互に協力し合える体制づくりを進めます。</p> <p>4 計画の進行管理 計画の実効性を確保するため，男女共同参画担当部署である市民協働課が<u>主体となり</u>，計画の進捗状況を把握し，定期的に計画の進行管理を行います。</p> | <p>③③</p> <p>③④</p> | | <p>③③「民間非営利活動団体（NPO）」を「NPO」に整理。</p> <p>③④「中心となって」を「主体となり，」に整理。</p> |